

- ①技術上=原理的に苛酷事故の危険を排除できない。さらに、老朽化した原発の酷使が加わる
 - ・寿命30年の原子炉を60年に延長
 - ・検査期間の短縮と検査間隔の延長
 - ・ブルサーマルを強行
- ②経済上=原発システムのリスクをコスト計上しない危険
 - ・福島原発事故で、不当性が事実で明らかに
- ③地質上=世界有数の地震国での立地の危険
 - ・日本の原発の大部分は、地震の「特定観測地域」(8個所)、「観測強化地域」(2個所)に立地されている
 - ・米国は、大部分が北米大陸の東側に
 - ・フランス、ドイツは地震がない
- ④地理上=人口過密地域への近接・集中立地の危険
 - ・福井15、福島10、新潟7など
- ⑤行政上=国際基準に則った規制機関が不在なもとの立地の危険
 - ・日本では苛酷事故は起こらない(原子力安全委員会決定)
 - ・「原子力発電所の基本安全原則」(1988年 IAEA勧告無視)
 - ・苛酷事故対策と緊急時対策を持たない
 - ・原発推進機関からの独立と一貫した規制を持つ、世界水準の規制機関の不在
- ⑥営業上=営利優先の運転の危険—事故を承知で定検日まで運転強行

5. 国民を欺く「安全神話」の大宣伝

- (1) 「産・官・学・政・マスコミ」の癒着による大宣伝
- (2) 立地交付金による地方自治体の買収
- (3) 国民の不安に応えぬ「判決」—司法の形骸化

6. 福島原発事故の収束に向けて

- (1) 原発事故の収束に向けて、関係者が一丸となった取り組み
- (2) 汚染地図の作成ときめ細かな除染体策、健康対策
- (3) 食物の安全確保
- (4) 再発防止のための、公正中立て権限を持った調査委員会

7. チェルノブイリ原発事故調査から